

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款【新旧対照表】

(下線部変更)

改正後	改正前
(約款の趣旨) 第1条 (現行とおり) 2 (現行どおり) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>に加えて</u>「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定	(約款の趣旨) 第1条 (省略) 2 (省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>及び</u>「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定

改正後	改正前
若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2（現行とおり） 3（現行とおり） 4（現行とおり） ①（現行とおり） ②（現行とおり） 5（現行とおり） 6（現行とおり） （非課税管理勘定の設定） 第 3 条（現行とおり） 2（現行とおり） （累積投資勘定の設定） 第 3 条の 2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定、2018 年から <u>2023 年</u>までの各年（<u>非課税管理勘定</u>が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2（現行とおり）	定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 2（省略） 3（省略） 4（省略） ①（省略） ②（省略） 5（省略） 6（省略） （非課税管理勘定の設定） 第 3 条（省略） 2（省略） （累積投資勘定の設定） 第 3 条の 2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2042 年</u>までの各年（<u>非課税管理勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2（省略）

改正後	改正前
(特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ）は <u>2024 年以後の各年</u>（以下、この条において、「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2（現行とおり） (特定非課税管理勘定の設定) 第3条の4（現行とおり） (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理) 第4条（現行とおり） 2（現行とおり） 3（現行とおり） (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条（現行とおり） ①（現行とおり） イ（現行とおり） ロ（現行とおり） ②（現行とおり） ③（現行とおり） (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財	(特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2024 年から 2028 年までの各年</u>（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2（省略） (特定非課税管理勘定の設定) 第3条の4（省略） (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理) 第4条（省略） 2（省略） 3（省略） (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条（省略） ①（省略） イ（省略） ロ（省略） ②（省略） ③（省略） (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財

改正後	改正前
産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（現行とおり） ②（削除） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第 5 条の 3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法施行第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税	産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①（省略） ② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</u> ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第 5 条の 3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出したお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

改正後	改正前
<u>特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>（「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が <u>120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u> ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第 5 条の 4 （現行とおり） ① <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得した上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2</u>	① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）<u>の合計額が 20 万円（第 5 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から 102 万円を控除した金額が 0 を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</u> ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第 5 条の 4 （省略） ① <u>次に掲げる上場株式等で、第 3 条の 4 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等につ</u>

改正後	改正前
<u>条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなることにおける当該上場株式等を除く。）</u> イ <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</u> ロ <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</u> ②（削除）	<u>いてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 102 万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u> イ <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u> ロ <u>当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 4 号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第 25 条の 13 第 29 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u> ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項により読み替えて準用する同条第 29 項各号（同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に

改正後	改正前
②（現行のとおり） 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①（削除） イ（削除） ①（現行とおり） ②（現行とおり） ②（削除） ③（削除）	係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等 ③（省略） 2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① ②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの ロ（省略） ハ（省略） ② お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号ロに規定する特定個人に該当する場合に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択届出書」を提出されたお客様を除きます。）第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資ロ及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの ③ 第1項第1号ロ又は第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号ロ及びハに掲げる上場株式等に

改正後	改正前
③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの （譲渡の方法） 第 6 条（現行とおり） 2（現行とおり） 3（現行とおり） （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第 7 条（現行とおり） 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面	該当するもの ③（新設） （譲渡の方法） 第 6 条（省略） 2（省略） 3（省略） （非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 第 7 条（省略） 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面

改正後	改正前
又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課	又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>累積投資勘定</u>に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条の4第1項第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの</u>、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等

改正後	改正前
税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第8条（現行とおり） 2（現行とおり） ①（削除） ①（現行とおり） ②（現行とおり） （累積投資勘定終了時の取扱い） 第8条の2（現行とおり） 2（現行とおり） ①（現行とおり） ②（現行とおり） （特定累積投資勘定終了時の取扱い） 第8条の3（削除）	で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （非課税管理勘定終了時の取扱い） 第8条（省略） 2（省略） ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管 ②（省略） ③（省略） （累積投資勘定終了時の取扱い） 第8条の2（省略） 2（省略） ①（省略） ②（省略） （特定累積投資勘定終了時の取扱い） 第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を

改正後	改正前
2 (削除) ① (削除) ② (削除) ③ (削除) (特定非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条の4 (削除)	設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。) 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管 ② お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条の4 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)

改正後	改正前
2 (削除) ① (削除) ② (削除) (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 (現行とおり) ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15第3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定するに規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② (現行とおり) 2 (現行とおり) (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様からの提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった	2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 (省略) ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② (省略) 2 (省略) (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 (新設)

改正後	改正前
場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間内の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお	

改正後	改正前
お客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き) 第 11 条 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 2 (削除) 3 (削除) (非課税口座の開設について) 第 12 条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 2 2028 年 1 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」加えて「非課税口座廃止通知	(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定 (特定非課税管理勘定) の変更手続き) 第 10 条 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、<u>勘定の種類を変更する年の前年中</u>に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 3 2024 年 1 月 1 日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 (非課税口座の開設について) 第 12 条 (新設)

改正後	改正前
書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資可能及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社において、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 (特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について) 第 13 条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 (特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの特定口座への払出しについて) 第 14 条 お客様が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 15 条 (現行とおり) (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) 第 16 条 (現行とおり)	(特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について) 第 13 条 (新設) (特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの特定口座への払出しについて) 第 14 条 (新設) (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 11 条 (省略) (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法) 第 12 条 (省略)

改正後	改正前
(非課税口座取引である旨の明示) 第 <u>17</u> 条 (現行とおり) 2 (現行とおり) (契約の解除) 第 <u>18</u> 条 (現行とおり) ① (現行とおり) ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 項に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ (現行とおり) ④ (現行とおり) ⑤ (現行とおり) (個人番号未告知口座の取扱い) 第 <u>19</u> 条 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に 2018 年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、当社の定める日に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。 (合意管轄) 第 <u>20</u> 条 (現行とおり) (約款の変更) 第 <u>21</u> 条 (現行とおり) 附則 この約款の改定は、<u>2024</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日より適用させていただきます。	(非課税口座取引である旨の明示) 第 <u>13</u> 条 (省略) 2 (省略) (契約の解除) 第 <u>14</u> 条 (省略) ① (省略) ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 項に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ (省略) ④ (省略) ⑤ (省略) (個人番号未告知口座の取扱い) 第 <u>19</u> 条 (新設) (合意管轄) 第 <u>15</u> 条 (省略) (約款の変更) 第 <u>16</u> 条 (省略) 附則 この約款の改定は、<u>2021</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日より適用させていただきます。

改正後	改正前